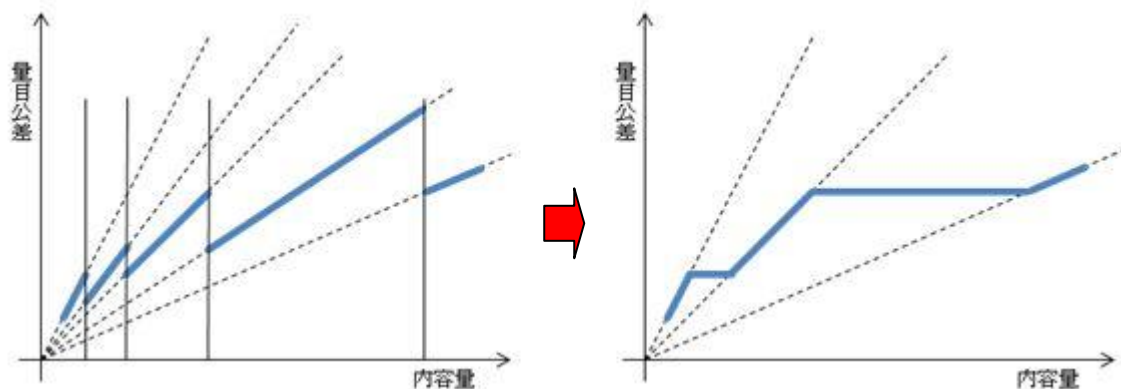


参考：http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/52_qanda_ryoumoku.html
 経済産業省/工業標準/計量法

Q：量目公差は、なぜ百分率(パーセント)と絶対量(グラム等)で定められているのか。

A：一般的に取引量が多い場合は量目管理が比較的容易であることから、量目公差は、内容量が多くなるに従って小さくなるようにすることが妥当と考えられる。

ここで量目公差を百分率(パーセント)だけで定めると、左図のように連続的にならないため、右図のように百分率(パーセント)と絶対量を併用している。



以上

参考：

計量法は、**法第12条第1項**で、特定商品について、不足の許容誤差を量目公差として定めています。これは消費者保護の観点から、**真実の量が一定の範囲を超えて表示量を下回らないように規制する**もので、その具体的内容は**特定商品の販売に係る計量に関する政令第2条**で定められています。

質量については、やや厳しい基準(表(一))と、ややゆるい基準(表(二))の2種類、体積商品については1種類(表(三))です。

表(一) 質量／やや厳しい基準	
表示量	誤差
5g以上 50g以下	4%
50gを超え 100g以下	2g
100gを超え 500g以下	2%
500gを超え 1kg 以下	10g
1kg を超え 25kg 以下	1%

精米、食肉、お茶、菓子、豆類等

表(二) 質量／やや緩い基準	
表示量	誤差
5g以上 50g以下	6%
50gを超え 100g以下	3g
100gを超え 500g以下	3%
500gを超え 1.5kg 以下	15g
1.5kg を超え 10kg 以下	1%

野菜、漬物、魚介類、麺類、果物、海藻等

表(三) 体積商品	
表示量	誤差
5ml以上 50ml以下	4%
50mlを超え 100ml以下	2ml
100mlを超え 500ml以下	2%
500mlを超え 1L以下	10ml
1Lを超え 25L以下	1%

しょうゆ、食酢、洋酒等の体積商品